

政令第二十五号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十四条、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十四条の二第一項、第二項第一号及び第三項、第四十四条の五第一項各号、第三項及び第五項、第四十四条の七第一項各号及び第三項、第四十五条の二第二項、第六十五条の十一第四項並びに附則第九項から第十一項まで、同法附則第十二項の規定により読み替えて適用する同法第四十四条の六第二項並びに同法附則第十四項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第八条第二項、第八項及び第十項、第九条、第十条並びに第十一条第四項、同条第五項の規定により読み替えて適用する自衛隊法第四十一条の二第三項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十一条第六項及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第一号中「次号及び第八十七条の二十四第一号において」を「以下」に改める。

第五十二条中「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第二項」に、「短時間勤務の官職を占める隊

員」を「定年前再任用短時間勤務隊員」に、「第五十九条の五第一項」を「第五十四条の二第一号、第五十九条の十八第一項」に改める。

第五十四条の次に次の三条を加える。

(条件付採用としない者)

第五十四条の二 法第四十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 かつて隊員として正式に採用されていた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職(防衛大臣が定めるものに限る。)又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職(防衛大臣が定めるものに限る。)に就き、引き続きこれらの職に就いているもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)

二 法第四十一条の二第一項に規定する年齢六十年以上退職者であつて、引き続き同項の規定により採用されるもの

(定年前再任用希望者に明示すべき事項及び定年前再任用希望者の同意)

第五十四条の三 任命権者は、定年前再任用（法第四十一条の二第一項の規定により採用することをいう。

以下この条及び次条において同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前再任用を行う官職に係る職務内容
- 二 定年前再任用を行う日
- 三 定年前再任用に係る勤務地
- 四 定年前再任用をされた場合の給与
- 五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
（定年前再任用の選考に用いる情報）

第五十四条の四 法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める情報は、定年前再任用希望者についての

次に掲げる情報とする。

一 人事評価（法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。第五十九条の五第一号、第五十九条の九及び第五十九条の二十一において同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う官職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力

第五十九条の二から第五十九条の五までを次のように改める。

（管理監督職に含まれる官職）

第五十九条の二 法第四十四条の二第一項に規定する防衛省職員給与法第十一条の三第一項に規定する官職に準ずる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条、次条及び第八十七条の二十四において「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける隊員でその職務の級が七級であるものが占める官職のうち防衛大臣が定めるもの

二 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が五級であるものが占める官

職のうち防衛大臣が定めるもの

三 前二号に掲げる官職のほか、これらに相当する官職として防衛大臣が定める官職

(管理監督職から除かれる官職)

第五十九条の三 法第四十四条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 第四十四条に規定する病院又は防衛大学校若しくは自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所その他の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師が占める官職

二 防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長その他の教官(助教である者を除く。)である者が占める官職

三 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が三級であるものが占める官職

四 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時的に置かれる官職であつて防衛大臣が定めるもの

五 前各号に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第四十四条の二の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として防衛大臣が定める官職

(管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職)

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第一号に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛事務次官

二 防衛審議官

三 防衛監察監

四 防衛装備庁長官

五 防衛技監

(他の官職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第五十九条の五 任命権者は、法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等(以下「他の官職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第三十一条第三項の規定に違反してはならないほか、次に

掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該隊員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績に基づき、降任又は転任（俸給月額の引下げを伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力（法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。第五十九条の八において同じ。）及び当該降任等をしようとする官職についての適性を有すると認められる官職に降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、法第四十四条の二第一項に規定する他の官職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等を行うこと。

三 当該隊員の他の官職への降任等をする際に、当該隊員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める隊員（以下この号において「上位職隊員」という。）の他の官職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職隊員の降任等をした官職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する官職に降任等を行うこと。

第五十九条の六の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(法第四十四条の五第一項の異動期間の延長をすることができる事由)

第五十九条の六 法第四十四条の五第一項第一号に規定する事由は、業務の性質上、当該隊員の他の官職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の他の官職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

第五十九条の十三中「勤務実績」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績」に改め、同条を第五十九条の二十一とする。

第五十九条の十一及び第五十九条の十二を削る。

第五十九条の十に見出しとして「(勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)」を付し、同条を第五十

九条の二十とする。

第五十九条の九に見出しとして「(勤務延長に係る任命権者)」を付し、同条中「隊員が」を「法第四十条の七第一項又は第二項に規定する任命権者には、隊員が」に改め、「において、当該隊員につき、勤務延長を行い、又は勤務延長の期限を延長し、若しくはその期限を繰り上げることができる任命権者」を削り、同条を第五十九条の十九とする。

第五十九条の八に見出しとして「(勤務延長の期限の繰上げ)」を付し、同条中「その期限を繰り上げることができる」を「当該勤務延長の期限を繰り上げるものとする」に改め、同条を第五十九条の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(定年に達している者の任用の制限)

第五十九条の十八 任命権者は、採用しようとする官職に係る定年に達している者を、当該官職に採用することができない。ただし、かつて隊員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家机关の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職(防衛大臣が定めるものに限る。)又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人

に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該官職に係る定年退職日（法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。）以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、隊員の他の官職への昇任、降任又は転任が当該他の官職に係る定年退職日後となる場合は、当該昇任、降任又は転任を行うことができない。ただし、勤務延長隊員（法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している隊員をいう。）を、法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により、勤務延長に係る官職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする官職に防衛大臣（防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員を除く。）にあつては、防衛装備庁長官）の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

第五十九条の七に見出しとして「（勤務延長に係る隊員の同意）」を付し、同条中「勤務延長」の下に「（法第四十四条の七第一項の規定により隊員を引き続いて勤務させることをいう。次条、第五十九条の十八第二項及び第五十九条の二十において同じ。）」を、「期限」の下に「（法第四十四条の七第一項の期限

又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。次条及び第五十九条の二十において同じ。」を加え、同条を第五十九条の十六とする。

第五十九条の六の次に次の九条を加える。

(特定管理監督職群に属する管理監督職)

第五十九条の七 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一 陸上自衛隊の部隊又は機関に置かれる官職のうち、自衛隊の施設の維持及び管理に関する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるもの

二 前号に掲げる官職のほか、これに準ずる官職であつて防衛大臣が定めるもの

(法第四十四条の五第三項の異動期間の延長をすることができる事由)

第五十九条の八 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する特定管理監督職群(次条において「特定管理監督職群」という。)に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる隊員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢(法第四十四条の二第二項に規定する管理監督職勤務上限年齢をい

う。)に達した隊員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める隊員の他の官職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

(法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長等を行うに当たつての留意事項)

第五十九条の九 任命権者は、法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長又は同条第三項の規定による他の管理監督職への降任若しくは転任を行うときは、人事評価、人事の計画その他の事情を考慮した上で、特定管理監督職群に属する管理監督職を占める隊員のうちその管理監督職に最も適任と認められるものについて行うものとする。

(異動期間の延長等に係る隊員の同意)

第五十九条の十 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長を行う場合及び同条第三項の規定による他の管理監督職への降任又は転任を行う場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の末日の繰上げ)

第五十九条の十一 任命権者は、法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に同条第四項の規定により当該異動期間を更に延長するときは、当該異動期間の末日を繰り上げるものとする。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第五十九条の十二 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の官職への降任等をするものとする。

(異動期間の延長に係る任命権者)

第五十九条の十三 法第四十四条の五第一項から第四項までに規定する任命権者には、隊員（自衛官を除く。次条及び第五十九条の十八から第五十九条の二十までにおいて同じ。）が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五十九条の十四 任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま任命権者を異にする他の官職に任用されている隊員につき、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合又は第五十九条の十一の規定によりその異動期間の末日を繰り上げ、若しくは第五十九条の十二の規定により他の官職への降任等をする場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならぬ。

(勤務延長をすることができる事由)

第五十九条の十五 法第四十四条の七第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の七第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

第八十七条の二十四第一号口中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下

この条において「一般職給与法」という。）を「一般職給与法」に改める。

第八十七条の三十第二号中「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に、「第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

第八十七条の三十五第一項及び第三項並びに第八十七条の三十六第一項中「（防衛大臣の定める隊員を除く。）」を削る。

第二百二十六条の六第一項中「防衛省の職員の給与等に関する法律」を「防衛省職員給与法」に改める。

附則に次の十四項を加える。

10 法附則第九項に規定する政令で定める隊員は、第四十四条に規定する病院及び防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である隊員とする。

11 法附則第十項に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

12 法附則第十一項に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 防衛事務次官 六十二年

二 防衛審議官 六十二年

三 防衛大学校及び防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）、教授、准教授及び講師
六十五年

四 防衛監察監 六十二年

五 防衛装備庁長官 六十二年

六 防衛技監 六十二年

13 前項各号（第三号を除く。）に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

一 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 六十二年

二 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 六十三年

三 令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで 六十四年

14 附則第十二項第三号に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる期間のいずれにおいても六十五年とする。

15 法附則第十四項に規定する国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第八条の規定による改正前の法（次項から附則第十八項までにおいて「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員は、附則第十項に規定する隊員とする。

16 法附則第十四項に規定する措置の対象となる隊員から除かれる同項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項第三号に掲げる者とする。

17 法附則第十四項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として

政令で定める隊員は、附則第十一項各号に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

18 法附則第十四項の規定により年齢六十年が旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に定める年齢とされる法附則第十四項に規定する同号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項各号（第三号を除く。）に掲げる者とする。

19 法附則第十四項に規定する情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員は、次に掲げる隊員とする。

一 年齢六十年（附則第十七項に規定する隊員にあつては年齢六十三年、前項に規定する隊員にあつては年齢六十二年。附則第二十一項及び第二十二項第二号において「年齢六十年等」という。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）に隊員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された隊員（次号に掲げる隊員を除く。）

二 異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過したこととなつた隊員

20 法附則第十四項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、当該各号に定め

る期間とし、当該期間内に、できる限り速やかに情報の提供及び勤務の意思の確認を行うものとする。

一 前項第一号に掲げる隊員 当該隊員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間

二 前項第二号に掲げる隊員 当該隊員の異動等の日から同日の属する年度の末日までの期間

21 法附則第十四項の規定により隊員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該隊員が年齢六十年等に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務隊員（法第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員をいう。次項第三号において同じ。）の任用に関する情報

三 防衛省職員給与法附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十年等に達した日後における最初の四月一日以後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 国家公務員退職手当法附則第十二項から第十五項までの規定による当該隊員が年齢六十年等に達した

日から法第四十四条の六第二項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該隊員が当該退職をした日に同条第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、法附則第十四項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

22 任命権者は、法附則第十四項の規定により隊員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるものとし、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する官職を占める隊員として勤務する意思

二 年齢六十年等に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務隊員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

23 法附則第十四項の任命権者には、隊員が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(令和三年国公法等改正法附則第八条の経過措置に関する事項)

第二条 国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「令和三年国公法等改正法」という。）附則第八条第二項に規定する政令で定める短時間勤務の官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日（令和三年国公法等改正法附則第三条第二項に規定する基準日をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新自衛隊法定年相当年齢（令和三年国公法等改正法附則第八条第二項に規定する新自衛隊法定年相当年齢をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（当該官職に係る新自衛隊法定年相当年齢が令和三年国公法等改正法第八条の規定による改正後の自衛隊法（以下この条及び附則第五条において「新自衛隊法」という。）第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。次項及び第三項において「特定新設短時間勤務官職等」という。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の官職

二 基準日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された短時間勤務の官職

2 令和三年国公法等改正法附則第八条第二項に規定する政令で定める者は、当該特定新設短時間勤務官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特定新設短時間勤務官職等に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者とする。

3 令和三年国公法等改正法附則第八条第二項に規定する政令で定める定年前再任用短時間勤務隊員は、当該特定新設短時間勤務官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特定新設短時間勤務官職等に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務隊員とする。

4 令和三年国公法等改正法附則第八条第八項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日（令和三年国公法等改正法附則第三条第九項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新自衛隊法定年

(令和三年国公法等改正法附則第八条第八項に規定する新自衛隊法定年をいう。以下この項、次項及び附則第五条において同じ。)が基準日の前日における新自衛隊法定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和三年国公法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法(以下「旧自衛隊法」という。))第四十四条の二第二項に規定する定年に準じた年齢)を超える官職(当該官職に係る定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。次項において「特定新設官職等」という。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された官職

二 基準日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職

5 令和三年国公法等改正法附則第八条第八項に規定する政令で定める隊員は、当該特定新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特定新設官職等に係る新自衛隊法定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年に準じた年齢)に達している隊員とする。

6 この政令による改正後の自衛隊法施行令(次項及び附則第六条において「新令」という。)第五十九条

の十八第二項ただし書の規定は、令和三年国公法等改正法附則第八条第八項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

7 新令第五十九条の十六、第五十九条の十七、第五十九条の十八第二項、第五十九条の十九及び第五十九条の二十の規定は、令和三年国公法等改正法附則第八条第六項の規定による勤務について準用する。

(令和三年国公法等改正法附則第九条の経過措置に関する事項)

第三条 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 令和三年国公法等改正法の施行の日（以下この条及び次条において「令和三年国公法等改正法施行日」という。）以後に新たに設置された官職

二 令和三年国公法等改正法施行日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職

2 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる官職が令和三年国公法等改正法施行日の前日に設置されていたものとして旧自衛隊法第四十四条の二第二項の規定

を適用した場合の当該官職に係る年齢とする。

3 任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。第六号において同じ。）は、暫定再任用（令和三年国公法等改正法附則第九条第一項又は第二項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う官職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

三 暫定再任用に係る勤務地

四 暫定再任用をされた場合の給与

五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

4 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項及び第二項に規定する政令で定める情報は、それぞれ同条第一項各号及び第二項各号に掲げる者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価（自衛隊法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。第九項において同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う官職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力

5 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項第三号及び第七号に規定する政令で定める者は、二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日前に退職した者のうち、次に掲げるものとする。

一 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

二 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧自衛隊法再任用（旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項第二号ロにおいて同じ。）又は暫定再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

三 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧国家公務員法再任用（令和三年国公法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用することをいう。次項第二号ハにおいて同じ。）

又は国家公務員法暫定再任用（令和三年国公法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）をされたことがある者（前二号に掲げる者を除く。）

6 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項第四号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令和三年国公法等改正法附則第四条第一項第一号及び第二号に掲げる者

二 令和三年国公法等改正法附則第四条第一項第三号に掲げる者（二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日前に退職した者に限る。）のうち、次に掲げるもの

イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧自衛隊法再任用又は暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧国家公務員法再任用又は国家公務員法暫定再任用をされたことがある者（イ及びロに掲げる者を除く。）

7 令和三年国公法等改正法附則第九条第二項第四号及び第八号に規定する政令で定める者は、二十五年以

上勤務して令和三年国公法等改正法施行日以後に退職した者のうち、次に掲げるものとする。

一 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

二 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
(前号に掲げる者を除く。)

三 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、国家公務員法暫定再任用をされたことがある者
(前二号に掲げる者を除く。)

8 令和三年国公法等改正法附則第九条第二項第五号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令和三年国公法等改正法附則第四条第二項第一号から第三号までに掲げる者

二 令和三年国公法等改正法附則第四条第二項第四号に掲げる者であつて、二十五年以上勤務して令和三年国公法等改正法施行日以後に退職した者のうち、次に掲げるもの

イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
(イに掲げる者を除く。)

ハ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、国家公務員法暫定再任用をされたことがある者（イ及びロに掲げる者を除く。）

9 暫定再任用隊員（令和三年国公法等改正法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員をいう。以下この項において同じ。）の令和三年国公法等改正法附則第九条第三項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用隊員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用隊員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に限り行うことができる。

（令和三年国公法等改正法附則第十条の経過措置に関する事項）

第四条 令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 令和三年国公法等改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の官職
- 二 令和三年国公法等改正法施行日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された短時間勤務の官職

2 令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる官職（以

下この項において「新設短時間勤務官職等」という。）が令和三年国公法等改正法施行日の前日に設置され、かつ、当該新設短時間勤務官職等を占める隊員が常時勤務を要する官職でその職務が当該新設短時間勤務官職等と同種のもを占めているものとして旧自衛隊法第四十四条の二第二項の規定を適用した場合の当該常時勤務を要する官職に係る年齢とする。

3 前条第三項及び第四項の規定は令和三年国公法等改正法附則第十条第一項又は第二項の規定による採用について、前条第九項の規定は同法附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された者の任期について、それぞれ準用する。

(令和三年国公法等改正法附則第十一条の経過措置に関する事項)

第五条 令和三年国公法等改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める官職は、附則第三条第一項各号に掲げる官職とする。

2 令和三年国公法等改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める年齢は、附則第三条第二項に規定する年齢とする。

3 令和三年国公法等改正法附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の

二第三項に規定する政令で定める官職は、前条第一項各号に掲げる官職とする。

4 令和三年国公法等改正法附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の

二第三項に規定する政令で定める年齢は、前条第二項に規定する年齢とする。

5 令和三年国公法等改正法附則第十一条第六項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職のうち、

当該官職が基準日（令和三年国公法等改正法附則第六条第六項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新自衛隊法定年が基準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職（次項及び第七項において「特別新設官職等」という。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された官職（短時間勤務の官職を含む。）

二 基準日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職（短時間勤務の官職を含む。）

6 令和三年国公法等改正法附則第十一条第六項に規定する政令で定める者は、当該特別新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特別新設官職等に係る新自衛隊法

定年に達している者とする。

7 令和三年国公法等改正法附則第十一条第六項に規定する隊員は、当該特別新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特別新設官職等に係る新自衛隊法定年に達している隊員とする。

（令和三年国公法等改正法附則第四条第一項等の規定により採用された者の防衛大臣への事後の再就職の届出に関する特例）

第六条 管理職隊員であつた者（自衛隊法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員であつた者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）が、令和三年国公法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定により一般職に属する職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。次条第二項において同じ。）として採用された場合又は令和三年国公法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定により隊員として採用された場合においては、当該管理職隊員であつた者に対する新令第八十七条の三十第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の二第一項若しくは」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この号において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項若しくは第二項若しくは法」と、「第六十条の二第一項」とあるのは「第六十条の二第一項若しくは令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

（この政令による自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この政令の施行の日の前日までの間に、旧自衛隊法第四十一条第一項に規定する期間を勤務していない者の採用に付された条件については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前に、管理職隊員であった者が、旧自衛隊法第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により隊員として採用された場合又は令和三年国公法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により一般職に属する職員として採用された場合における防衛大臣への事後の再就職の届出については、なお従前の例による。